

第4回茅ヶ崎市新たな地域コミュニティの取組みに関する
制度設計に向けた意見交換会議 会議概要

- 日 時 平成27年5月1日（金） 午後3時00分から5時00分
○会 場 総合体育館会議室
○出席者 青木三郎（浜須賀地区まちのちから協議会会長）
後藤金蔵（湘南地区まちのちから協議会会長）
植松伸擴（松浪地区まちのちから協議会会長）
佐藤次男（小出地区まちのちから協議会会長）
細田 勲（茅ヶ崎市自治会連絡協議会会長）
名和田是彦（法政大学法学部教授、アドバイザー） 【敬称略】
平野伸（総務部長）、山崎正美（理事兼企画部長）、大八木浩一（理事兼
財務部長）、夜光広純（理事兼保健福祉部長）
事務局：岸宏司、富田雄也、廣瀬友徳（市民自治推進課）

議題及び主な意見等

1 開会

- ・事務局より挨拶

2 議題

- (1) 新たな地域コミュニティの取組みに関する条例（素案）の考え方について
- ・事務局より条例（素案）の考え方について説明

【主な意見とそれに対する考え方等】

ア 公募委員について

- ◇公募委員を入れることが認定の要件となると、公募の条件、人数、基準など難しい面がある。
- ◇地域の多様な意見を反映するためには公募委員は必要だが、地域の自主性に任せるべきである。
- ◇公募委員は経過を見ながら取り組むべきである。
- ◇公募委員は、誰を対象にどのように募集するのか。
- ◇委員構成については、地域側が決めて市へ申請することとなる。公募しない場合には、理由を明確にすべき。
- ◇団体に属さない人の意見も重要である。閉鎖的でなければ良い。
- ◇良い人材に入ってもらえる仕組みとして、公募委員は必要である。関わってもらえる可能性を設けるべき。
- ◇運営委員会が中心であり、そこに公募の枠がある。運営委員会が地域を代表できるようにすべき。

- ◇地域住民を構成員としているが、実態は団体の代表者である。地域全体の声を拾い上げるのは団体の代表者となる。
- ◇公募委員については、市では決めずに、条文にも積極的な文言は控えるべき。

イ 協議会の認定について

- ◇協議会の認定については、要件の案のうち、1つでも満たさなくなった場合に取消しが行われるのか。
- ◇認定をするにあたり、民主性を担保するための手続きを入れる余地はあるか。
- ◇認定を拒否する場合に、審査機関での手続きを必要とする事例がある。
- ◇民主性は担保されているが、正当な手続きを踏まえて進めるべきである。
- ◇地域に提案権を付与することに関連して附属機関を設置する場合の構成や、認定の条件について制度設計をする上での課題。
- ◇附属機関を設置する場合には、構成を第三者とすべきか、実際に活動している人にすべきか。

ウ その他

- ◇財政支援に関して「役員手当（実費弁償）」の記載があるが、報酬や手数料などの表現が適切ではないか。
- ◇まちぢから協議会は、地域性を持った集団である。地域性を持った集団であることは、地域に1つの団体と解釈できる。条例の中に地域性についての記載をすべきである。

(2) 条例に関連した仕組みの考え方について

- ・事務局より条例に関連した仕組みについて説明

【主な意見とそれに対する考え方等】

ア 運営費の補助について

- ◇まちぢから協議会に対し、自治会からは費用をもらっているが、地区社協などの団体からはもらっていない。
- ◇協議会の運営に対する補助の充実が必要である。
- ◇運営費を自治会が負担しているケースがあるが、自治会未加入者の費用を自治会が負担することの整理が必要である。
- ◇運営費は、事務局員を雇う可能性との関係がある。

イ 事業費の補助について

- ◇資料にサロン活動の記載があるが、現状では市社協から地区社協に補助金が出ている。これとは別のものか。
→既存のものとは別のものである。

- ◇防災訓練の費用はどのように考えるのか。
 - まちぢから協議会が今後防災訓練を担っていくことになった場合には、協議会に対し補助できるような整理を進める。
- ◇防災訓練と市民集会については、自治会連合会に対して補助を出せるようにすべきである。
- ◇防災訓練と市民集会については、まちぢから協議会に直接費用を出せるようにすべきである。
- ◇補助金を地域が一括してもらい、協議会が配分した方が地域がまとまる。
- ◇市が協議会に直接費用を出すことは可能だが、その際には、様々な事務手続きを協議会が行う必要があり、地域の負担が増大する恐れがある。
- ◇どの団体に市からどのような補助金が支出されているのかが分からない状況では、まちぢから協議会が一括して補助金を管理するのは難しい。

ウ その他

- ◇すべての地区でまちぢから協議会が立ち上がっていても28年度から本格的に実施するのか。
 - 他市では、条例がすでに出来ていても、全ての地域に協議会が立ち上がっていないケースがある。
- ◇モデル事業の中では、協議会で使える予算がないため、自治会連合会と共催して事業を実施していることから、まちぢから協議会に対して住民からの理解を得られていない部分がある。